

重要! カシューナッツが義務表示、ピスタチオが推奨表示に追加されました!

アレルギー症例数の増加等を踏まえ、令和8年4月1日に食品表示基準が改正され、「カシューナッツ」が特定原材料（義務表示）に追加、さらに「ピスタチオ」が特定原材料に準ずるもの（推奨表示）に追加されました。

義務表示 特定原材料（9品目）	えび、 <u>カシューナッツ（追加）</u> 、かに、くるみ、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）
推奨表示（任意） 特定原材料に準ずるもの※1 （20品目）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、 <u>ピスタチオ（追加）</u> 、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

※1 食物アレルギー疾患をもつ方の安全性の確保のため、特定原材料に準ずるものも、可能な限り表示するよう努めてください。

経過措置期間※2は、令和10年3月31日まで!

※2 令和10年(2028年)3月31日までに製造・加工・輸入される加工食品(業務用加工食品を除く)、および令和10年(2028年)3月31日までに販売される業務用加工食品の表示は従前の例によることができます。



事業者の方へ

ご自身の製品に「カシューナッツ」、「ピスタチオ」が含まれていないか点検し、適切に表示しましょう!

- ✓ 使用している原材料（添加物含む）の食品表示の確認や、原料メーカーへの問い合わせ等を行い、「カシューナッツ」、「ピスタチオ」が使用されていないか再確認しましょう。



特に義務表示である「カシューナッツ」については、経過措置期間にかかわらず、速やかに表示を行ってください。

- ✓ アレルゲンの意図しない混入（コンタミネーション）を防止するため、製造方法を再確認しましょう。
- ✓ 必要に応じてアレルゲン検査による確認を行いましょう。



飲食店の方へ

食物アレルギー疾患を有する方からの問い合わせに対して、正確な情報提供を行える体制を整備しましょう!

対面販売や店頭での量り売り、飲食店等で提供される食品には、アレルギー表示の義務はありませんが、健康被害防止のために、お客様に対する情報提供の充実が求められています。

- ✓ 使用食材について最新で正確な情報を提供する
- ✓ アレルゲンの混入に注意し、混入の可能性について必ずお客様に伝える
- ✓ 質問に対してあいまいな回答をせず、正しい知識を持った店員が対応する



【問い合わせ先】

鳥取市保健所 生活安全課 食品衛生係
(鳥取市富安二丁目138-4 駅南庁舎1階 13番窓口)
電話: 0857-30-8552 ファクシ: 0857-20-3962

消費者庁作成動画もぜひご覧ください!

